



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

春の桜と共に日本の四季を感じさせてくれる「紅葉」。昼夜の気温差が大きいほど紅葉は美しくなるそうです。皆さん、今年は紅葉を見に行かれますか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

11

2016



■消費税率引上げ時期の変更に伴う 住宅取得等資金贈与の改正

- 来年1月からスタートする
子の看護休暇等の半日取得
- 業種別年末賞与
支給労働者1人平均支給額
- テレビとネットの
利用時間を比べてみると

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

消費税税率引上げ時期の変更に伴う 住宅取得等資金贈与の改正



口から漏れる



平成28年6月、安倍内閣総理大臣の記者会見において、消費税率10%への引上げ時期を30ヶ月延期することが表明されました。その後、8月に与党による税率引上げ時期変更に係る法案の原案が公表、そして同月内には「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定されています。この税制上の措置は消費税だけでなく、税率引上げに伴う他の税目の見直しも含まれています。今回は具体的な例として、住宅取得等資金贈与の贈与税の非課税措置についてご紹介いたします。

■ 住宅取得等資金贈与の贈与税の非課税措置

住宅取得等資金贈与の贈与税の非課税措置とは、父母や祖父母などの直系尊属からマイホーム取得のための資金贈与を受けた場合に、一定の要件に該当する時は、一定の金額まで贈与税がかからない（非課税）制度です。

この場合における非課税の枠は、マイホームの新築等に係る契約の締結日によって、かつ、家屋の種類によって異なります。さらに、当該マイホームの価額に含まれる消費税等の税率が10%か否かでも異なります。

現行における非課税枠と上記閣議決定を受けた改正案は、次ページのとおりです。

ご覧いただいておりますとおり、10%への税率引上げ開始時期が変更されることに伴い、期間が30ヶ月分（2年半）ずつズレます（表内赤字部分）。また、現行法における当該制度の適用期間は、平成31年6月30日までですが、適用期間も同じように延長されて平成33年12月31日まで、とした改正案になっています。

このような改正は当該制度だけに限らず、いわゆる“住宅ローン控除”といわれる控除についても、その適用期限が2年半延長され、平成33年12月31日まで適用となることが予定されています。

このように今回の消費税率引上げ時期の変更により、消費税だけでなく関連した他の税目についても影響が生じることとなります。特にマイホームの取得は資金が大きく動くこととなりますので、必ず改正後の適用期間と非課税枠を確認した上で、計画的に税の恩恵が受けられるようにしましょう。

【非課税枠（現行）】

受贈者ごとの非課税枠は、下表のとおりです。もし既にこの制度の適用を受けている場合には、その金額を下表の金額から控除します。ただし下表2の場合、既にこの制度の適用を受けていても、平成28年9月30日までの契約締結分は控除しません。

1 下表2以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結日	一定の 省エネ等 住宅	左記以外 の住宅
平成28年 1月1日から 29年9月30日まで	1,200万円	700万円
平成29年10月1日から 30年9月30日まで	1,000万円	500万円
平成30年10月1日から 31年6月30日まで	800万円	300万円

2 住宅用家屋の新築等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結日	一定の 省エネ等 住宅	左記以外 の住宅
平成28年10月1日から 29年9月30日まで	3,000万円	2,500万円
平成29年10月1日から 30年9月30日まで	1,500万円	1,000万円
平成30年10月1日から 31年6月30日まで	1,200万円	700万円

【非課税枠（改正案）】

受贈者ごとの非課税枠は、下表のとおりです。もし既にこの制度の適用を受けている場合には、その金額を下表の金額から控除します。ただし下表2の場合、既にこの制度の適用を受けていても、平成31年3月31日までの契約締結分は控除しません。

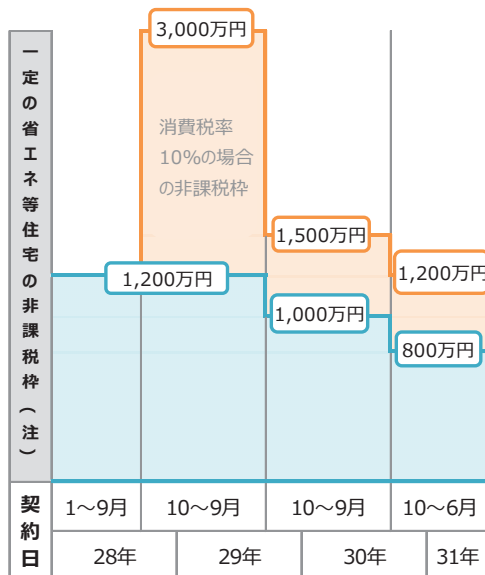
1 下表2以外の場合

住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結日	一定の 省エネ等 住宅	左記以外 の住宅
平成28年 1月1日から 32年 3月31日 まで	1,200万円	700万円
平成32年 4月1日 から 33年 3月31日 まで	1,000万円	500万円
平成33年 4月1日 から 33年12月31日 まで	800万円	300万円

2 住宅用家屋の新築等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

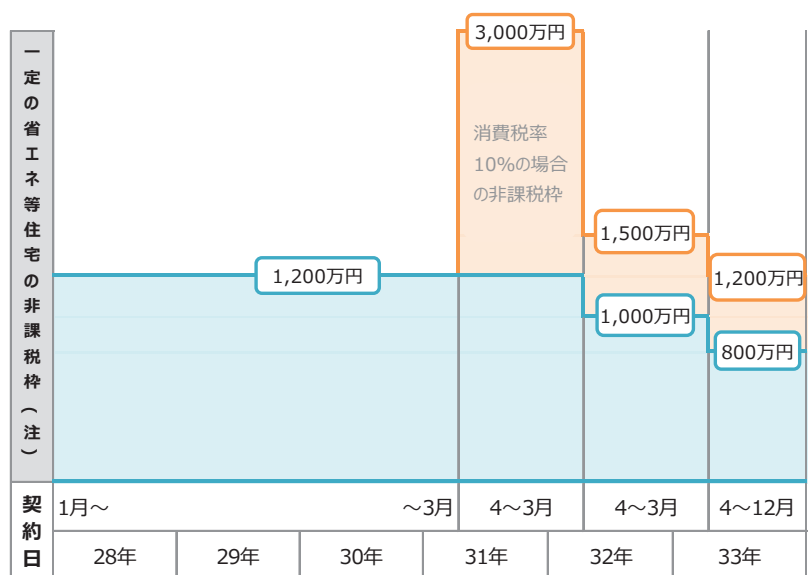
住宅用の家屋の種類 住宅用家屋の 新築等に係る契約の締結日	一定の 省エネ等 住宅	左記以外 の住宅
平成31年4月1日 から 32年 3月31日 まで	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日 から 33年 3月31日 まで	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日 から 33年12月31日 まで	1,200万円	700万円

(現行)



(注) 一定の省エネ等住宅以外の住宅の非課税枠は、上記非課税枠より各500万円減。

(改正案)



(注) 一定の省エネ等住宅以外の住宅の非課税枠は、上記非課税枠より各500万円減。

来年1月からスタートする 子の看護休暇等の半日取得

平成21年に行われた育児・介護休業法の改正では、子の看護休暇と介護休暇（以下、「子の看護休暇等」という）について日数の拡充が図られましたが、平成29年1月1からは再度、改正された育児・介護休業法が施行され、子の看護休暇等について、1日単位ではなく半日単位での取得ができるようになります。

■子の看護休暇等とは

子の看護休暇とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、1年に5日まで（子が2人以上の場合は10日まで）、病気・けがをした子の看護や、子に予防接種・健康診断を受けさせるために、休暇が取得できるものです。

一方、介護休暇とは、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者が、1年に5日まで（対象家族が2人以上の場合は10日まで）、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できるものです。なお、子の看護休暇、介護休暇とも無給の休暇としても問題ありません。

■可能となる半日単位での取得

今回、子の看護休暇等の柔軟な取得を進めるため、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除き、半日単位での取得ができるようになります。

この半日単位とは1日の所定労働時間数を2分の1にしたものをいうため、所定労働時間

が8時間の場合には、前半、後半の4時間の単位で取得となります。

■労使協定による半日の定め方

半日単位は、前述のとおり、1日の所定労働時間数の2分の1が原則ですが、会社の始業・終業時刻や休憩時刻の関係で、昼の休憩時間を挟んで午前・午後で取得できるようにしたいといったケースもあるでしょう。このような場合には、対象となる労働者の範囲、取得の単位となる時間、休暇1日当たりの時間数の3点を労使協定で締結しておくことで、所定労働時間数の2分の1以外の時間数で、企業の実態に合う形で柔軟に設定することができます。例えば始業時刻が午前9時、休憩時刻が正午から午後1時、終業時刻が午後6時のケースでは、午前を3時間、午後を5時間とすることが可能です。

その他、労使協定を締結することで、業務の性質や業務の実施体制から、半日単位で子の看護休暇等を取得することが困難と認められる業務に従事する従業員については、対象外とすることが認められています。

このように、企業ごとに柔軟に時間数を設定することができるため、どのように制度化すれば、実際、従業員にとって活用しやすいのか、検討を始めたものです。また、今後、育児・介護休業規程や労使協定の整備が必要となります。

業種別年末賞与 支給労働者1人平均支給額

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に事業所規模5～29人と30～99人の事業所における平成27年の年末賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

全体では給与1ヶ月分程度の金額に

主な業種・規模別に年末賞与の支給労働者1人平均支給額などをまとめると、以下のようになります。

平成27年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者 1人平均支給額		きまって支給する給与に 対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	273,278	329,906	1.01	1.08	72.2	92.3	70.2	91.3
建設業	303,556	439,636	0.93	1.15	76.8	88.2	71.4	87.5
総合工事業	327,601	388,017	1.00	0.94	76.6	83.4	70.4	80.0
職別工事業	250,294	389,135	0.81	1.12	75.0	77.4	70.1	85.7
設備工事業	324,908	520,745	0.96	1.42	79.2	100.0	74.8	100.0
製造業	264,452	354,595	0.94	1.11	74.5	89.4	71.2	87.8
消費関連製造業	181,189	324,027	0.73	0.92	66.8	86.1	63.0	84.8
素材関連製造業	279,100	398,684	0.96	1.26	79.9	91.0	75.9	89.2
機械関連製造業	337,009	333,679	1.16	1.11	77.0	91.1	75.3	89.4
食料品・たばこ	160,544	359,359	0.69	0.90	70.1	88.3	64.8	86.7
繊維工業	187,193	189,184	0.71	0.84	60.6	72.1	59.0	73.7
木材・木製品	201,022	270,215	0.81	1.02	67.3	94.6	58.8	93.1
家具・装備品	260,995	242,255	0.98	0.88	68.5	85.1	63.5	81.5
パルプ・紙	255,867	410,552	1.01	1.28	84.4	97.7	78.4	96.3
印刷・同関連業	176,229	320,299	0.67	0.95	62.6	90.5	58.2	87.1
化学、石油・石炭	469,017	624,474	1.41	1.70	84.2	84.5	85.8	87.8
プラスチック製品	264,976	244,540	0.90	0.96	74.4	87.8	67.4	85.0
ゴム製品	166,864	339,317	0.70	1.12	56.9	89.8	56.9	87.9
窯業・土石製品	285,783	384,155	1.03	1.13	75.7	91.1	71.5	88.1
鉄鋼業	295,205	600,088	1.03	1.70	80.7	95.2	83.2	93.3
非鉄金属製造業	210,333	367,661	0.76	1.15	85.8	91.9	83.2	90.6
金属製品製造業	267,304	366,688	0.92	1.22	86.0	92.1	82.4	88.1
はん用機械器具	369,705	362,578	1.14	1.11	87.2	88.3	85.5	85.7
生産用機械器具	421,697	341,319	1.39	1.09	81.2	93.0	83.8	93.3
業務用機械器具	313,510	381,160	1.06	1.17	76.2	98.4	70.0	97.4
電子・デバイス	339,444	303,045	1.32	1.09	64.6	75.0	58.2	73.0
電気機械器具	249,768	310,367	0.92	1.15	78.6	91.8	67.1	90.0
情報通信機械器具	215,694	471,308	0.92	1.20	74.5	90.5	77.6	83.3
輸送用機械器具	289,951	290,818	0.99	1.04	70.3	97.8	70.6	95.7
その他の製造業	212,713	337,285	0.80	1.06	68.7	89.0	69.0	88.7
電気・ガス・熱供給等	569,063	680,282	1.73	1.77	83.8	69.3	81.6	77.1
情報通信業	349,751	505,523	1.04	1.36	72.9	92.8	73.0	91.5
通信業	298,146	445,482	0.98	1.16	91.6	100.0	89.9	100.0
情報サービス業	331,278	481,724	1.01	1.36	77.1	91.5	75.2	90.9
映像音声文字情報	368,458	454,148	1.06	1.57	64.0	86.4	65.9	80.0
運輸業、郵便業	242,169	280,616	0.94	0.93	77.8	90.7	76.2	88.3
道路旅客運送業	185,050	146,002	0.81	0.64	45.2	86.4	42.7	83.3
道路貨物運送業	189,497	214,549	0.75	0.72	75.6	89.5	72.7	87.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

平成27年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者 1人平均支給額		きまって支給する給与に 対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		%		%	
	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
卸売業，小売業	303,709	258,530	1.03	0.98	70.0	95.8	70.1	94.5
卸売業	458,475	470,621	1.39	1.41	86.4	98.8	84.5	98.0
繊維・衣服等卸売業	266,005	387,701	1.02	1.20	77.1	100.0	68.3	100.0
飲食料品卸売業	327,077	350,334	1.19	1.14	78.7	98.4	78.0	97.4
機械器具卸売業	536,523	657,985	1.49	1.68	91.1	99.0	89.6	97.6
小売業	208,805	121,839	0.82	0.69	62.7	93.9	63.9	92.3
各種商品小売業	71,414	152,716	0.54	0.84	36.6	100.0	35.1	100.0
織物等小売業	146,661	266,438	0.72	0.76	63.4	69.3	65.9	60.0
飲食料品小売業	64,580	75,890	0.44	0.54	35.0	95.5	35.5	94.3
機械器具小売業	373,988	281,735	1.15	1.08	86.3	100.0	83.7	100.0
金融業，保険業	512,032	563,878	1.61	1.59	94.6	100.0	92.3	100.0
不動産業，物品賃貸業	391,930	423,316	1.26	1.18	81.9	91.6	76.6	90.6
不動産業	471,081	497,215	1.38	1.39	77.9	92.9	72.9	91.0
物品賃貸業	273,162	317,753	1.03	0.94	88.8	89.7	84.2	90.0
学術研究等	351,461	556,023	1.21	1.41	78.5	95.1	75.5	95.4
専門サービス業	406,520	616,061	1.38	1.37	83.2	88.5	79.7	92.3
広告業	216,228	459,042	0.68	1.15	63.3	100.0	57.8	100.0
技術サービス業	301,187	527,135	1.01	1.43	75.5	95.2	71.4	95.0
飲食サービス業等	53,038	56,863	0.42	0.36	54.9	85.6	49.2	84.9
宿泊業	111,115	95,857	0.66	0.50	53.4	77.4	52.6	77.8
飲食店	42,366	39,778	0.37	0.30	53.7	85.2	46.8	84.5
持ち帰り・配達飲食	78,585	122,235	0.51	0.66	63.7	98.3	60.2	95.2
生活関連サービス業等	115,263	146,413	0.58	0.71	49.7	87.4	47.7	87.5
娯楽業	105,396	132,266	0.58	0.67	49.8	93.9	54.5	92.9
教育，学習支援業	422,355	605,458	1.44	1.81	81.0	98.4	77.1	99.0
学校教育	518,875	631,255	1.72	1.88	93.8	98.2	92.5	98.8
他教育，学習支援	194,217	442,294	0.93	1.25	61.3	100.0	59.4	100.0
複合サービス事業	491,724	491,624	1.71	1.70	96.0	100.0	97.1	100.0
その他のサービス業	326,204	273,341	1.16	0.93	78.1	85.8	77.8	85.8
廃棄物処理業	250,758	443,236	0.91	1.21	92.3	100.0	91.0	100.0
自動車整備等	340,280	613,623	1.09	1.43	85.1	93.3	78.7	92.3
職業紹介・派遣業	192,826	168,469	1.21	0.73	62.6	65.3	66.5	69.4
他の事業サービス	323,898	174,943	1.10	0.71	73.7	86.7	74.0	84.3

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

全業種平均（調査産業計）の支給労働者1人平均支給額は、5~29人規模が27.3万円（26年は26.5万円）、30~99人規模が32.9万円（26年は34.3万円）となり、5~29人規模では前年を上回りました。業種別にみると、5~29人規模では、電気・ガス・熱供給等の56.9万円が最も高くなりました。30~99人規模も同じく電気・ガス・熱供給等の68.0万円

が最も高くなっています。

中小企業庁が今年9月に発表した調査結果によると、28年度に賞与・一時金の増額を実施した割合は31.3%で、27年度の29.7%を若干上回る結果となりました。今年の年末賞与では、増額する企業はどのくらいになるのでしょうか。

（※）厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス基礎調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合とは、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合（支給月数）の一事業所当たりの平均です。支給労働者数割合は、常用労働者総数に対する賞与を支給した事業所の全常用労働者数（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合です。支給事業所数割合とは、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認できます。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html

テレビとネットの 利用時間を比べてみると

インターネット（以下、ネット）の普及などにより、若者を中心にテレビ離れが進んでいるといわれています。ここでは、7月に発表された総務省の「情報通信白書」（※）から、テレビとネットの利用時間を年代別に比較してみます。

10代、20代はテレビよりネット

上記白書から、年代別のテレビとネットの1日あたり平均利用時間（以下、利用時間）について、平日と休日の別にまとめると以下のとおりです。

全ての年代では平日・休日ともにテレビの利用時間が長くなっています。ただし10代と20代では、平日・休日とも26年にはテレビよりもネットのほうが長くなりました。

ネット利用時間はどこまで増える？

テレビ、ネットの利用時間ともに増加傾向にあります。10代、20代を中心にテレビよりネットの利用時間が長くなっています。そのため長期的には、テレビよりもネットの利用時間が増えるでしょう。今後どこまで増えるのかはわかりませんが、自社のビジネスに与える影響などはないかなど、視点のひとつとして注目してみたいかがでしょうか。

年代別テレビとネットの平日・休日1日あたりの平均利用時間の推移（分）

		平均利用時間				テレビ視聴とネット利用時間の差（テレビ-ネット）		テレビ視聴とネット利用時間の合計	
		平日		休日		平日	休日	平日	休日
		テレビ（リアルタイム）視聴	ネット利用	テレビ（リアルタイム）視聴	ネット利用				
全年代	平成25年	168.3	77.9	225.4	86.1	90.4	139.3	246.2	311.5
	平成26年	170.6	83.6	228.9	100.6	87.1	128.3	254.2	329.5
	平成27年	174.3	90.4	231.2	113.7	83.9	117.5	264.7	344.9
10代	平成25年	102.5	99.1	140.7	151.7	3.4	-11.0	201.7	292.4
	平成26年	91.8	109.3	147.4	180.5	-17.5	-33.1	201.1	327.9
	平成27年	95.8	112.2	155.8	221.3	-16.4	-65.4	208.0	377.1
20代	平成25年	127.2	136.7	170.7	170.3	-9.5	0.4	263.9	341.0
	平成26年	118.9	151.3	161.4	194.9	-32.5	-33.5	270.2	356.3
	平成27年	128.0	146.9	155.4	210.0	-18.9	-54.5	274.9	365.4
30代	平成25年	157.6	87.8	221.0	93.8	69.9	127.2	245.4	314.8
	平成26年	151.6	87.6	197.5	101.7	64.0	95.8	239.2	299.2
	平成27年	142.4	105.3	197.1	131.3	37.1	65.9	247.8	328.4
40代	平成25年	143.4	70.0	204.3	73.3	73.5	131.0	213.4	277.5
	平成26年	169.5	82.5	233.9	82.9	87.1	151.0	252.0	316.8
	平成27年	152.3	93.5	208.6	91.9	58.8	116.7	245.8	300.5
50代	平成25年	176.7	61.8	254.2	50.0	115.0	204.3	238.5	304.2
	平成26年	180.2	68.0	265.3	73.7	112.2	191.5	248.2	339.0
	平成27年	219.8	74.7	300.1	70.4	145.1	229.7	294.5	370.4
60代	平成25年	257.0	36.7	305.7	29.3	220.3	276.4	293.6	334.9
	平成26年	256.4	32.2	310.3	33.5	224.2	276.8	288.6	343.9
	平成27年	257.6	35.7	317.1	37.1	221.8	280.0	293.3	354.2

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」331ページ掲載の「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査研究」の結果です。この調査は13歳から69歳までの男女1,500人を対象に、行われたものです。詳細は次のURLのページから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nc252510.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれないようにしましょう。

2016年11月
お仕事備忘録

- 1. 年末調整の準備
- 2. 年末賞与の支払準備
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）
- 4. 翌年のカレンダーの作製
- 5. 忘年会の準備
- 6. 防火対策

1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）

11月は、所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額（注）に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。

（注）予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は、総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめてみましょう。

6. 防火対策

秋の火災予防運動の時期です。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

- 消防設備の点検 消火器、非常口、非常階段、避難経路など
- 非常時の対応方法見直し 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、燃えやすいもの等を屋外に放置しないようにしましょう。



2016.11

今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	大安	
2	水	赤口	
3	木	先勝	文化の日
4	金	友引	
5	土	先負	
6	日	仏滅	
7	月	大安	立冬
8	火	赤口	
9	水	先勝	●秋季全国火災予防運動（～15日まで）
10	木	友引	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	先負	
12	土	仏滅	
13	日	大安	
14	月	赤口	●労働保険料の支払（第2期分※口座振替を利用する場合）
15	火	先勝	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	水	友引	
17	木	先負	
18	金	仏滅	
19	土	大安	
20	日	赤口	
21	月	先勝	
22	火	友引	小雪
23	水	先負	勤労感謝の日
24	木	仏滅	
25	金	大安	
26	土	赤口	
27	日	先勝	
28	月	友引	
29	火	大安	
30	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分） ●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）